

# 『看聞日記』に関する書誌学的考察

田代圭一

## 一 はじめに

伏見宮第三代当主、貞成親王（後崇光院、一三七二～一四五六）が記した日記『看聞日記』<sup>(1)</sup>は、応永二十三年（一四一六）から宝徳四年（一四五二）<sup>(2)</sup>の長きにわたって当時の政治状況、天皇家や公家の動向、さらには芸能関係や世間の巷説まで幅広く記されており、室町時代を代表する日記の一つとして知られている。本文の翻刻も早くから行われ、続群書類従完成会から出版された活字本が版を重ねていることもあって今日では広く利用されている。<sup>(3)</sup>また、宮内省図書寮からも活字本の刊行と本文のコロタイプ複製が行われた<sup>(4)</sup>他、紙背文書・別記は『図書寮叢刊 看聞日記紙背文書・看聞日記別記』として翻刻された（以下『看聞日記紙背文書』と表記する）。そのうち巻五の紙背については後にコロタイプ複製が行われ（以下『巻五紙背』と表記）、現在も人名注や標出に裏書を加えた本文が同じく『図書寮叢刊』において刊行中である。<sup>(5)</sup>解題類も和田英松氏の『皇室御撰之研究』<sup>(6)</sup>をはじめ、『図書寮典籍解題歴史篇』<sup>(7)</sup>（以下『典籍解題』と表記）、『群書類題』<sup>(8)</sup>、『国史大辞典』<sup>(9)</sup>、『日

本古典文学大辞典』<sup>(10)</sup>等に記されており、こうした基礎的な情報をもとに、これまで人物考証や政治、芸能史関係の方面など、広範な方面から多くの研究成果が残されてきた。

だが内容面の考察が増える一方、これまでの成果にあつては書誌学的な情報が十分に提供されているとは言えないのもまた現状であるように思われる。『皇室御撰之研究』、『典籍解題』、『群書類題』等にも言及が見られるものの、大枠を触れるにとどまり、『看聞日記紙背文書』や『巻五紙背』の解題はそれぞれの内容に即した部分的なものに限られている。本稿は先学の成果を踏まえ、紙面の許す限り新たな書誌学的観点からの情報提供を目指したい。適宜図版を用いつつ、稿者が実見に際して得られた事実に関する若干の卑見を交えていきたい。なお、本稿では記主を「貞成親王」に統一し、貞成親王御自筆本を「原本」と表記する。頁数を表す単位は「巻」を用い、日記本文の引用に際しての句読点や傍線は稿者が施した。また、図版の大きさはスペースの関係上一定でない旨、御理解いただきたい。

## 二 『看聞日記』の現状

まず、『看聞日記』の現状について述べておきたい。原本は全四十三巻、付巻が一巻ある。別記が十一巻あるが本稿では特に取り上げない。表一は四十三巻の構成についてまとめたものであり、『皇室御撰之研究』や『群書解題』は応永二十三年を最初の巻に位置付けているようであるが、現状は応永十五年行幸記（後小松天皇の北山第行幸記事）が巻一となっている。各巻の状態は「原表紙を裏返して各巻頭に貼り、本紙より天地で一・五糎ほど長い厚手の楮紙で裏打を行い、新に、樺地菊花模様金欄（見返しは内曇りに金砂子を散らした鳥の子紙）に金押し小短冊の題簽を貼った表紙および牙軸頭の軸をつけた。そして、唐櫃形の書函二棹に収められた。」とある『巻第五紙背』<sup>(14)</sup>解題の説明が具体的かつ詳細であろう。頭書等の本紙部分が上に出ている箇所もあるが、これは同書に「料紙の天地の長さは、本記の成巻や装訂の際に切り揃えられたようである」とあることに起因すると思われる。表記欄にあるように、書名は『看聞日記』の他、『看聞記』と記されていたことが分かる。<sup>(15)</sup>付巻については『典籍解題』に「明治改装以前の包紙類を集めたもので、各巻の書名、年号、紙数がしるされてゐる」とあるが、これについては後に改めて触れたい。

伝来の経緯については別に詳述したが、<sup>(16)</sup>簡潔にまとめると明治三年十一月に伏見宮家を離れて太政官に納められ、同六年四月に正式に献納となった。明治七年十二月に太政官歴史課において全巻にわたって修補改装が施され、同二十四年四月に宮内省図書寮に移管されている。

貞成親王御自筆本はこれまでの研究により応永三十二年（一四二五）までの分はそれ以後に清書し直したものであることが確認されており、<sup>(17)</sup>稿者もこの見方に異論はない。現存する『看聞日記』の詳細を明らかにしていくには応永三十二年以前の巻とそれより後とに分けて考察していくことするのが妥当であるように思われ、まずは応永三十二年以前について述べていきたい。なお本稿では清書がなされた応永三十二年以前を前半部、それ以降を後半部と便宜的に分け、論を進めていく。

### 三 前半部について — 清書の姿勢 —

前半部の考察を進めるにあたり、主眼とすべき点は、オリジナルとも言うべき『(原)看聞日記』(稿者による仮称)と現存する巻との距離、つまり清書に際しての貞成親王の書写の姿勢を見て取ることを考えられる。オリジナルが存在せず、村田正志氏も「改訂の原型は推定不可能である」と断じている中であるが、原本の状況から浮かび上がる点を指摘しておきたい。

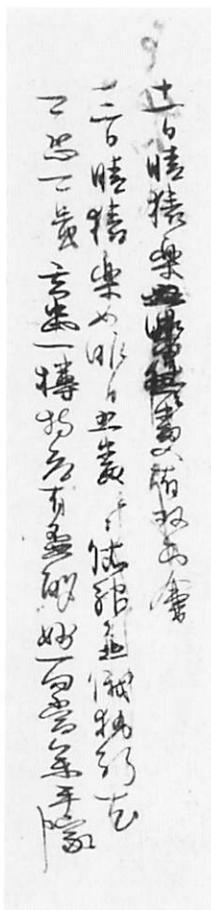
1. 基本的にもとの本文に沿って書写している。
2. もとの記事の配列を整理し、書き直している。
3. 文意を分かりやすく書き改めている。
4. 語彙を書き換えている。
5. 清書時点の新たな情報が本文に入っている。
6. 後から書き加えたと思われる内容を本文文化している。

右を簡潔にまとめると、基本的にもとの本文を写しているのと見て差し支えないようであるが、中には書写の過程で編集とも言える、もとの本文を改変

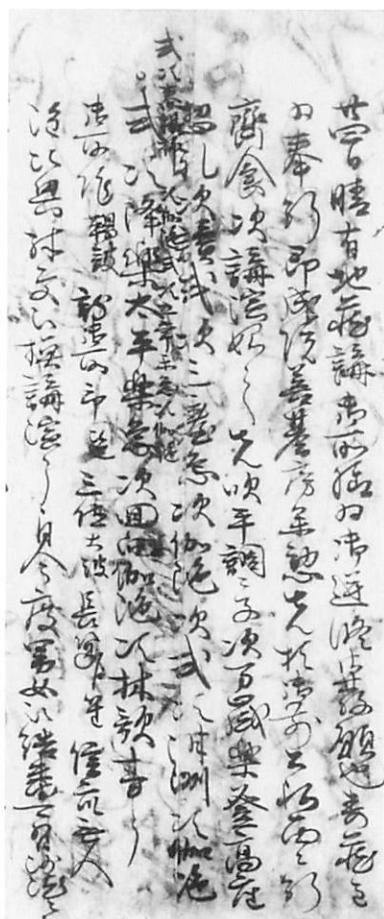
したと思われる痕跡も散見される。以下、例と共に述べていきたい。

まず項目1の例として図版一、二を掲げた。図版一（応永二十八年四月十一日）は「猿楽五番仕云々、又有双六会、」とあるが、傍線部は「如昨日仕五番」という箇所を上書きされており、上書きされた部分は翌十二日条（図版次行）の「猿楽如昨日五番云々、」と同文である。ここは類似した本文が続いていたため、十一日条に十二日条を誤って書き写してしまったことを推測させる。当該箇所は共に両日の冒頭部にあり、「晴、猿楽：」という書き出しも同じであることにより、目移りしてしまっただのではないかと考えられるのである。同様の例が図版二の行間に書かれた挿入（応永二十三年五月二十四日）にも見られる。この箇所は「次伽陀式」が繰り返されることからの目移りによる書き落としを挿入したものと考えられ、基本的にもとの本文を書写していた可能性を補足しよう。

【図版一】

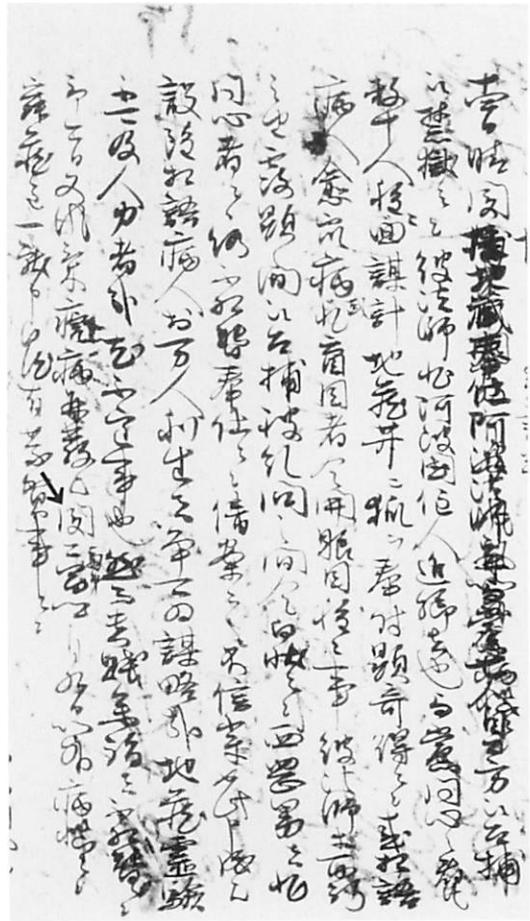


【図版二】



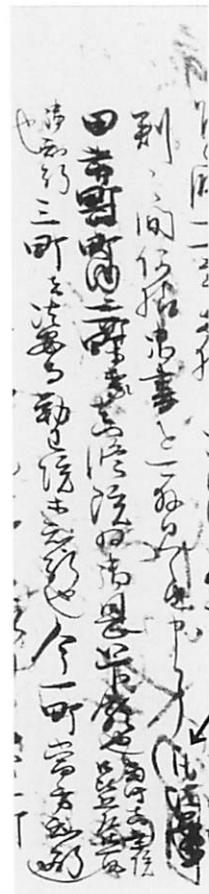
しかしながらその書写姿勢は一貫したものではなく、清書の段階においても本文の編集がなされていたことを思わせる箇所がある。図版三（応永二十三年十月十四日）は項目2の例であるが、一行目「聞、菊第宰相中将自九日風氣以外□病惱云々、」の傍線部が上書きされ、「桂地藏奉仕阿波法師并与党七人、自公方：」以下、桂地藏奉仕の阿波法師等が召し捕らえられた記事が記されている。菊第宰相中将（今出川公富）病惱の記事は矢印にあるように後に配置されている。どちらも「聞、：」で始まる内容であるが、この日の記事からは清書の際に記事の順序の差し替えがなされたことを推測させよう。今出川公富の表記も一行目は「菊第宰相中将」、矢印箇所は「菊第公富卿」と、「風氣」も「病惱」と異なっており、オリジナルからの厳密な書き写しではないことをうかがわせる。

【図版三】



項目3については読みやすさ、分かりやすさを意識したかと思われる変更を指し、例として図版四（応永二十四年十月十六日）を掲げた。矢印箇所は当初「凡法安寺田有六町<sup>三町寺家</sup>」と書かれていたが、傍線部が上書きされ、「凡法安寺田六町之内二町<sup>者</sup>真修院為御恩管領也、【当時真乘院御比丘尼御所御知行也、】三町<sup>者</sup>法安寺・勒王院等知行也、今一町当知行也、【一】は割書」と書き直されている。これは傍線部「三町寺家」を波線部「三町<sup>者</sup>法安寺・勒王院」と詳しく記した他、法安寺田六町の内訳を具体的に記そうとしたものと思われる。ここからは小書き、あるいは割書の体裁で簡潔に記そうとしていたと思われる内容を本文化して詳しく書き直した形跡が見て取れる。こうした文章や語句のまとまり単位での書き直しは他にも散見される。

【図版四】



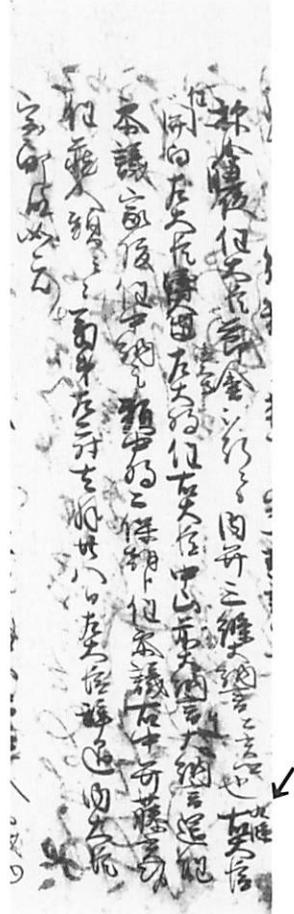
項目4は、語彙単位で書き換えている箇所が見られることを指す。「今日遣令旨了」↓「安堵」、「起座」↓「退下」、「和尚」↓「知識」、「喜悦」↓「自愛」、「子細」↓「事」、「籠舎」↓「禁獄」、「結願」↓「満散」等であるが、いずれもこれらは上書きされており、こうした語彙単位での書き直しは後半部にも屡々見られる。

項目5は、清書時点の情報によって本文が書き変えられてしまったと見られる箇所があることを言い、結果として誤記と改訂の双方が見られる。前者の例として応永二十三年六月十六日条には「日野大納言入道有光卿」とあるが、有光は当時に中納言であり、同二十八年七月五日に任権大納言、同三十二年十二月四日に出家している。永享初年と推測されている清書の年代と右の有光の表記は符号し、書写した時点の情報で記してしまったと考えられる。応永二十四年正月二十四日条の「瑛藏主」（田向経良息）は「侍者」と訂正されているが（蔵主となったのは応永三十一年正月十四日）、これも清書時点の意識があつたと言えよう。

また、後者の例としては任大臣節会を記した、応永二十五年十二月二日条（図版五）を取り上げたい。図版の書き出しは「抑今夜任大臣節会」であるが、傍線部もまた上書きであり、下には「三日晴」と書かれている（拡大、図版

六)。字の間隔から、「三日晴、任大臣節会……」ではなく、「三日晴」まで書いた段階で、「抑今夜任大臣節会」と書き直している。任大臣節会というまとまった内容を見落として翌日、つまり十二月三日の記事を書き始めたとは考えにくいことや、当該記事を書き足した後に三日条の記事を書き落として四日条に進んだとも考えにくい（十二月三日条は原本に存在しない）。この場合、もとは三日条として記していた任大臣節会の記事を、日付を正し、二日の記事として書き入れたと見たい。任大臣節会は諸史料からも二日の出来事であることも、右の見方を補強しよう。

【図版五】



【図版六】



さらに図版五の矢印部分では本文を改めた形跡も見られ、「九条右大臣関白左大臣転任、徳大寺左大将任右大臣……」を「九条右大臣任関白左大臣、徳大寺左大将任右大臣……」と、「徳大寺」を傍線部「転任」に上書きし、左右両大臣（九条満教、徳大寺公俊）の表記を統一して書き並べている。こうした手法は前頁の3の一例とも言えようか。

項目6は頭書等のような、後日に書き加えたと見られる内容が本文に見られることである。応永二十三年正月九日条に「又聞、九日大塔上<sup>三</sup>喝食二三<sup>三</sup>人・女房等徘徊<sup>一</sup>」、同三十二年八月十四日条に「後聞、関東武将（足利持氏、稿者注）亭此日焼失云々、信濃善光寺も焼失云々」とあり、いずれも後日に書き加えたと見られる情報が本文に組み込まれており、清書の際の作為と見なされうるものである。しかし「後聞」とする頭書は前半部に九箇所あり、後半部にもまた本文化された箇所が散見され、統一された作為ではないようだ。全巻を通しての頭書の考察は今後の課題としたい。

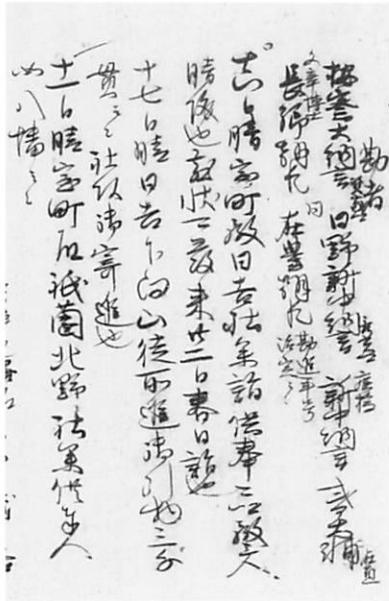
以上、前半部における注目点を挙げてきた。これらから清書に際しても貞成親王が編集意識を働かせていることを見て取るべきであろう。なお、紙の継ぎ目に日記本文が書かれているものが頻出していることから、書写の後に紙を貼り継いだというよりは継いだ後で書いている場合が多いようである。

#### 四 後半部について

次に後半部について述べていきたい。応永三十三〜三十五年の日記は現存せず、横井清氏の言葉を借りると「現存の巻の続きは『正長二年三月九日』に始まっていて、この先の日次記には、清書し直された形跡はない<sup>19)</sup>。しかしながら位藤邦生氏は「以後の日次記についても順次に清書された可能性がある」と述べるように、現存する各巻が書き記された当初の状態のまま<sup>20)</sup>と見なすには疑問の余地があると思われる、結論を先に述べるならば、稿者も同様の見解を持っている。中でも巻十二、四十二、四十三は編集された形跡をうかがわせる要素を備えていると言えよう。

各原本の年初の書き出しは「元号、年、干支、正月一日、天候（永享十年、嘉吉三年は干支なし）」という形で揃っているが、卷十二は「正長二年乙酉三月九日、天晴、今日室町殿被加首服、」と始まり、三月九日が巻の初めであるような書き出しである。この巻はわずか三十五日分の記事が存在するのみであるが、そのうち足利義教が登場する記事は十九日分で、巻頭記事も右のように義教首服に始まっている。他は改元、後花園天皇御即位、仙洞舞御覧の記事等で、公武関係を中心に記事が大きな割合を占めていることが特徴的である。図版七では永享元年九月十一日条が十七日条の直後に書かれており、同月五日条の後に挿入されているが、これは後に思い出して書き足したとするには間隔が開きすぎているように思え、もとの記録から義教関係の記事を見落としたことによる追加の書き入れと捉えることが自然であろう。十二月二十九日条では「左暦已責軸、念劇珍重而已、」という形で一年が締めくくられ、日次記としての体裁は持つが、巻の構成要素を勘案すると、もともとあった日次記からの幕府や禁裏を中心に抄出したものかということをご想像させる。

【図版七】



また、卷四十二はこれまでの日次記と異なり、貞成親王の尊号宣下と尊号辞退、参賀の人々についての記録をまとめたものと言える。文安四年十二月二十五日条の「就院号参賀人々真俗委細記之、雖無用邂逅之儀也、仍注之、」とある記述が一連の流れを書き留めるべく目的をもって記したことを物語っている。文安四年十月から始まる記事に対して紙背が文安四年具注曆等であり、所収年次と紙背文書の年代の逆転が見られることから、後になってまとめられたものと考えられる。卷四十三についても同様で、巻頭に「余院号之後、諸家拝賀参事記之、」とあることから、やはり目的をもってまとめたものであることを示している。また、卷四十三の文安五年正月一日条に「今出川中納言拝賀参、申次藏人源政仲、有拝礼之儀、記別紙、」とあるが、この「別紙」は、卷四十二の同日条を指していると思われる、詳細な記事となっている。巻頭から七日分は卷四十二と所収年次が重複するが、卷四十二に比して卷四十三は収録されている日数が少ない。本文も大筋で一致するものの、細かい箇所でも異同もあり、双方の関係は不明である。あるいは文安四年にはかつて日次記が存在した可能性があり（後述）、それぞれこうした日次記からの抄出とも考えられる。卷四十三は別記の「貞成親王院号之後諸家拝賀記」と連続する内容であることは既に考証済みで、別記としての性格を持っていることは明らかである。

その他の巻についても変更の形跡が見られないわけではない。既に別稿で指摘したことであるが、原本後半部には切除の痕跡と、それに伴う本文の修正と見られる箇所が多く見られる。図版八は永享七年十月二十三日、図版九は永享十年十月五日条である。いずれも料紙の継ぎ目に墨付きが見られ（矢印箇所）、途中で料紙を切り取ったらしいことが認められる。事実、図版八、

九は右側の料紙がそれぞれ二三センチ、一三・四センチと短い。八は記事の途中で、九は十月六日条を根本から書き直したものであるか。図版十（嘉吉三年六月一日）は卷三十八卷末だが、本文が途中で切り落とされていることが明白である。切除の痕跡と見られる箇所は後半部においてほぼ各巻において見られ、合計二十七箇所確認される。多少の前後はあるにせよ、看過できない数字であり、こうした現状からも後半部でも何らかの手は加えられていると見なすべきであろう。その事情や記事の内容についての詮索は、切除したと見られる記事が存在しないこともあり、現時点では難しい。また、料紙の長さからも検討を加える余地はあるが、このことは内容の精査と共に進めていく必要がある、今後の課題としたい。

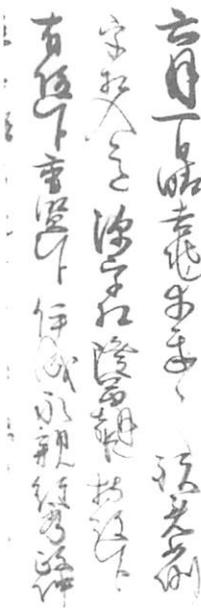
【図版八】



【図版九】



【図版十】



いさし、おまわり、つら、つら、し、て

五 形態の変遷について — 卷の分割についての試論 —

原本について書誌学的観点から次に指摘したいことは、現状の四十三巻に至るまでに幾度かの形態上の変遷を経ていると思われることで、その一つが巻の分割である。つまり当初は一卷であったものが二巻、または三巻に分けられている形跡が見られることである、着目点として考えられるのは次の五点で、表一の太枠が想定される前段階の巻の状態である。表二はそのうち②と③をまとめたものであり、⑤については表一に記してある。以下、各項目を順に検討していきたい。

① 分割が想定される料紙双方（連続する巻の第一巻目の本文最後の料紙と第二巻目の本文第一紙）の余白の幅

② ①傍線部の長さの合計

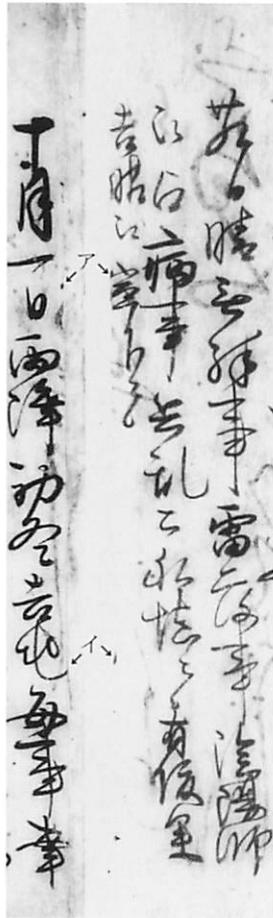
③ ①傍線部の虫損箇所連続具合

④ ①傍線部の料紙の紙質

⑤ 巻の中に見られる書き入れ

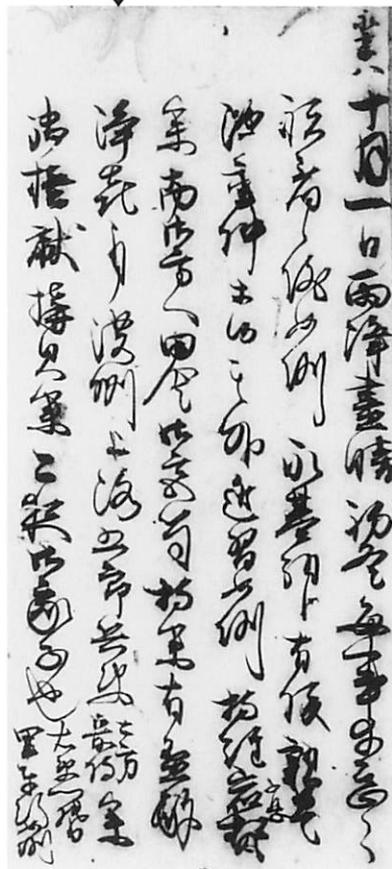
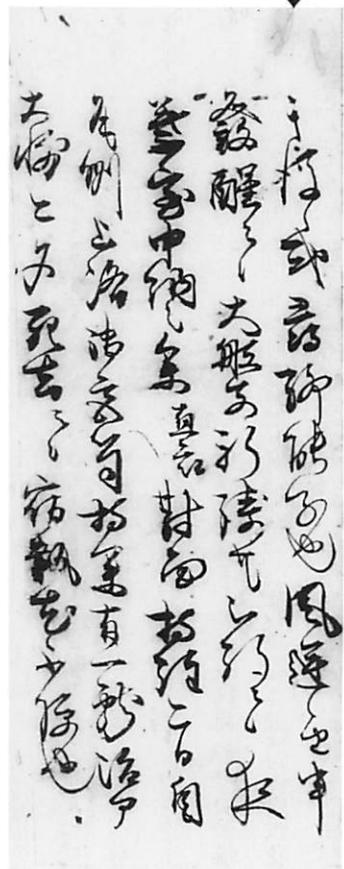
①については、対象となる料紙の余白が極端に狭いことが共通しており（通常は巻頭、巻末共に数センチの余白が設けられている）、その理由はもとは一卷として書かれており、本文が連続していたからであろう。顕著な例として巻三十三巻末（図版十一）と巻三十四巻頭（図版十二）を掲げたが、矢印アは「宣」の二画目、イは「兆」の最終画の撥ねの部分（指し、もとはつながっていたことを明確に示すものである）。

【図版十一（右）・十二（左）】



以下、②においてはほとんどが合計四〇センチ程度となり、多くの料紙と同程度の長さとなる。③についても一例として巻二十七巻末と巻二十八巻頭の連続する部分を掲載したが（図版十三、十四）、矢印の虫損が同じ形であり、もとはつながっていたことが確認できる。

【図版十三（右）・十四（左）】



また、④もそれぞれ同じ料紙であることを確認した。⑤については後述したい。さらに表一の表記欄や表二の備考欄にあるように、巻二十一、三十三、三十七原表紙にはそれぞれ巻二十二、三十四、三十八の所収年次まで記されていることと、巻三十一原表紙裏に書かれた「両度 有舞御覧」という内容は巻三十二に見られる記事であり（永享十年四月二十一日、二十五日）、これらのことは現在別の巻となつている二巻がもとは一卷であったとする見解を補強しよう。この想定が正しいならば、『看聞日記紙背文書』では別とされ

ている巻三十三の第三十六紙（文書番号四九一）と巻三十四の第一紙（同四九二）は本来一具であったことになる。双方共に贈答に関する書状で記されている贈答品も同じであり、内容面でも合致する。

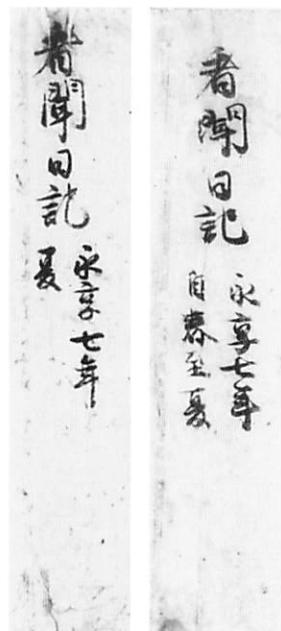
こうした検討を進めていくと、分割がなされたのはいつの頃か、または現状となるにはどのような経緯を経ているのかを探ることが次の主眼となるが、これを明らかにすることは難しい。献納された時点は現在の状態であったことが確認されており、分割は伏見宮家に所蔵されている間になされたと考ええてよい。その時期は貞成親王在世中と後世になってからと、いずれの可能性も考えられるが、稿者の見解は後世に行われたのではないかという見方に傾いている。

現状に至る経緯を推測するには、各巻の原表紙、付巻の旧包紙と、主として巻頭部分に見られる書き付け（表一）を手がかりとして検討していく方法が有効と考えられる。表一に筆跡cとした原表紙表題の筆跡が貞成親王のそれと似ていることと、巻二十四、四十の第二紙にある書き付けが貞成親王御筆によることが、親王在世中の作為と考えられる所以である。分割に際して、表紙はもとより、収められている主要な事柄を自らの手で冒頭に書き付けることはなされ得ることであろう。

しかし表一の筆跡cの扱いをめぐっては疑義のあるところで、これらを後人の筆とすると貞成親王の関与を推測させることが困難となってくる。図版十五（巻二十一原表紙、貞成親王御筆）、十六（巻二十二原表紙、筆跡c）は分割前、後それぞれに付されたことと見られる原表紙だが、両者を比べると全体的な字形としては似通っていることや、「看」の上部に共に縦の線が入っており、同じ書き方となっている。しかし「聞」の縦横の比やもんがまえの

開き方で広さが異なる他、「年」の横線それぞれの長さや右上がりの度合いに差異が見られる。比較できる文字数は少ないが、これらから貞成親王御筆と判断するには慎重にならざるを得ない。確実に貞成親王御筆と見なされる原表紙の巻二十一、三十七は分割前に付された表紙であり、巻四十一は所収年次の開始を示す箇所が「自□月至十二月」が破損しているため、手がかりに加えられないことが悔やまれるが、わずかな痕跡から「七」（七月）であるように思える。

【図版十五（右）・十六（左）】

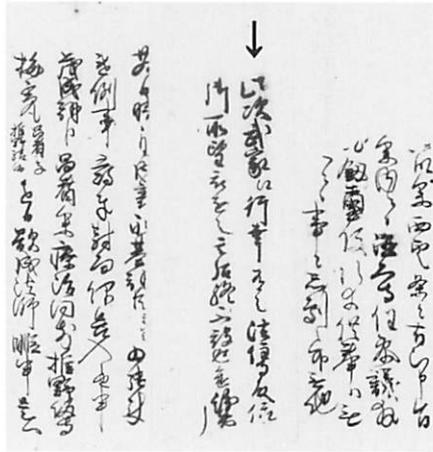


また、先に触れた巻二十四、四十の第二紙にある、貞成親王御筆の書き付けが分割の際に加えられたと積極的に考えることも現状では難しい。破損の状況などから、次の料紙、つまり本文第一紙と当初から連続してつながっていたとは見なしがたく、両巻共に前の巻、すなわち分割前の巻二十三と巻三十九の本文第一紙に先立つ位置にあったとするのが妥当なようである。

ここで前頁の⑤、巻三十にある永享九年十月二十日条の後に見られる筆跡bの書き入れ（図版十七矢印部分、表一）を検討したい。当該箇所には後花園天皇が方違のため、室町殿に行幸した時の記事が存在していたと見られ、足利義澄の所望で進上したまま返却されなかったとある。同様の書き入れは

卷十三原表紙にもあるが（表一）、双方共に散逸した記事と書き入れの内容は符合すると見られ、書き入れの信頼度も高いと思われる。当時の事情を示す貴重な情報とも言え、製巻の過程でこれらが書き込まれたと考えられる。ここには「法住院」という足利義澄の法号が用いられていることから、現状に製巻されたのは義澄没後の永正八年（一五一一）以降と考えられようか。筆跡bの人物によると見られる書き入れは卷二十二、二十三、三十八にもあり（表一）、いずれも製巻の事情を記している。分割を確認できる情報としても重要であり、これらを勘案すると、現状に製巻するに際しては筆跡bの人物が関与していた可能性が高く、この書き入れがある筆跡cの原表紙を貞成親王の筆跡とすると、時代的にも内容的にも齟齬をきたしてしまう。

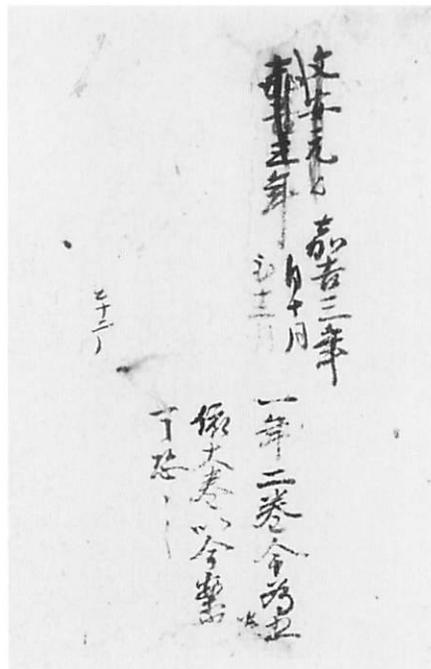
【図版十七】



同様のことは筆跡cの卷四十一旧包紙（図版十八、表一）からも言える。ここには嘉吉三年を二巻から五巻に分けた旨の書き入れがあり、分割を物語る記録としても有用であるが、末尾の「可恐々々」という表現は先の巻二十二、二十三の書き入れに通じ、後世になつて曩祖の日記を分割すること

への憚りの念と見ることに矛盾はない。また、たとえ後年になつてからとはいえ、自らの日記の分割を「可恐々々」と記したり、詳細な日記を残している記主自身が日記の所収年次を「文安元歟」と書くだろうかという疑問も残る。こうした状況からも分割は後の時代に行われたと見なすことが自然であり、それも大部であつたという物理的な理由によるものとなる。実際、多くが半年分を三ヶ月ごとと、半年分をさらに半分に分けている。

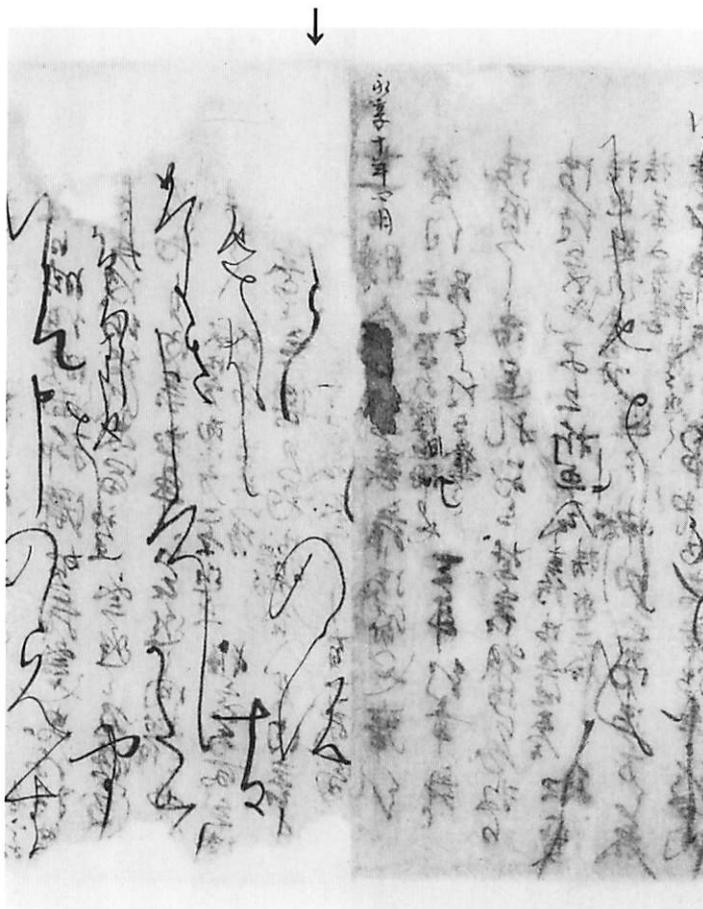
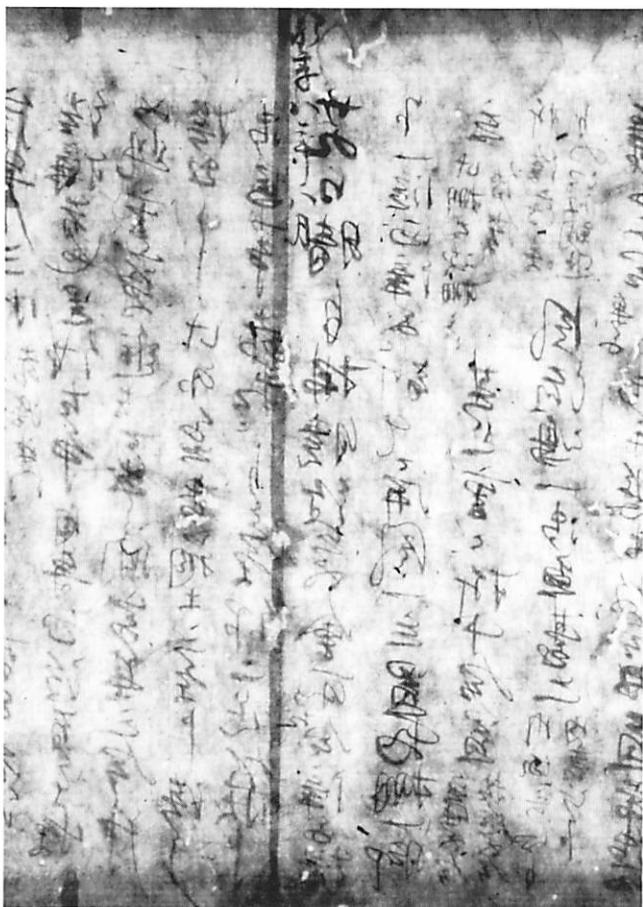
【図版十八】



さらに付言するならば、図版十九（永享八年八月二十九日）、二十（永享十年四月二十一日）からは、矢印の前後で破損の状況が大きく異なる箇所が見られ、巻の途中での切り取り、または分けられていた時期があつたことも想起させる。記事の年時を記した裏の書き付け（表一の卷二十七、三十二傍線部）は接合される際に施されたものである。図版十九の表の記事は足利義教夫妻を伏見宮新邸にて饗応した時の、卷二十の表の記事は舞御覧の記事で、いずれも大きな意味を持つ。内容からもそれらの記事を望む動きがあつ

たことは想像でき、披見の便を考えて一時的にせよ分けられていた可能性があることを示唆しよう。こうした分割がなされる理由は將軍家や禁裏からという、しかるべき立場からの需めによるとも考えられるが、その場合の経緯や改めて製巻された時期については現時点では詳らかにすることができない。先に述べた巻の分割時期との先後関係も明らかではないが、現在のところは原表紙に書かれた各巻の所収年次から、表一傍線部に見られる箇所の場合がなされた後に製巻されたと考えたい。筆跡bは散逸箇所や巻として首尾の整理がなされた趣旨の書き入れであることも、この見方を補強している。

【図版十九（上）・二十（下）】



六 仁和寺文書所収目録について

ここで先行研究でも触れられている、仁和寺文書について言及したい。文書の存在は『皇室御撰之研究』、『群書解題』に紹介されており、当時の『看聞日記』の姿を想定させる上での貴重な史料と見なされている。まず該当箇所を『群書解題』から煩を厭わず引用する。<sup>(25)</sup>【一】は割書、傍線・波線は稿者が付した。

仁和寺文書中に左の如き永祿七年卯月二十日付某の注進状があり、看聞

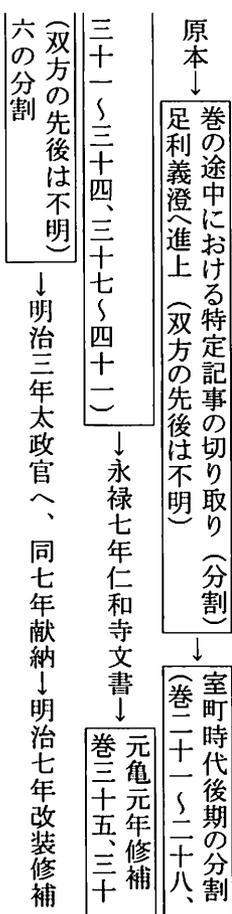
日記の研究に重要な参考資料である。「御崇光院看聞日記一合現在目録 応永廿三年【初被記云々、此十一月有大通院御事、】同廿四年 同廿五年 同廿六年 同廿七年 同廿八年 同廿九年 同卅年 同卅一年 同卅二年【永祿七月從京到來、】此間三ヶ年分欠如也、正長元年【小分也】一卷 正長二年三月四月八日(マ) 永享二年【端欠、武家江御幸之分、情（法力、稿者注）住院殿為披見被申請後、終不被返進紛失了、】永享三年一卷 同四年二卷【自京都永祿七月到來、二卷有之、】同五年二卷【後小松院崩御、】同六年二卷 同七年四卷【元二卷、為大卷、仍成四卷了、京御所御移徙、】同八年四卷【元二卷也、】同九年二卷 同十年四卷 十一年十二年欠了 嘉吉元年一卷【正三三四五六月也、】同二年【欠】 同三年二卷【自正月至三月、自四月至六月、】 文安元年 一卷【自十月至十二月、】 同三年一卷 同四年一卷 院号定御記一卷 拜礼年賀記二卷 椿葉記二卷【御草】 心日記一卷【抄出】 御記以上卅五卷歟、以此目錄見合符合、但文安三四兩年不見、京都可尋驗也、永祿七年卯月廿日（花押）」

各巻の所収年次や永享二年の散逸部分とその事情など原本の現状と符合するところが多く、この目錄も信用に足ると言える。右の傍線部からは永享七、八年の分割も前項で述べた見解と合致し、永享十年もこの時点で四巻に分けられていたことが確認できる。嘉吉元年はこの後で分けられたことなるうか。足利義澄に進上したという事実と重ね合わせると、分割の時期は巻二十一〜二十八、三十一〜三十四、三十七〜四十一が永正年間から永祿年間に至る五十年ほどの間、巻三十五、三十六は永祿七年以降と考えられる。波線部『院号定御記』一卷は巻四十二、『拜礼年賀記』二巻は巻四十三と別記一

巻（貞成親王院号之後諸家拜賀記）に相当することは内容、員数からも見て取れ、現存しない正長元年、文安元年、同三年、文安四年の日記も存在しつらしいこともうかがわせる。なお『心日記（心日御記とも）』は後伏見院御記のことである。

その他、巻十本文第一紙端裏には「元龜元六統目修之」という書き付けが見られる（表一）。具体的な修理箇所は明らかでないが、元龜元年に何らかの手が加えられたことは確かなようである。分割や製巻に関わる経緯は他の記録類から確認出来るに至つておらず、更なる考察は困難な中であるが、現時点の可能な範囲で推測を試みた次第である。

以上を踏まえ、現状に至るまでの経緯をまとめると左のようなプロセスが導き出される。しかしこれも試案の一つにすぎず、今後の研究の進展によっては変更をきたすこともあり得よう。



## 七 付巻について

最後に、これまでほとんど触れられることのなかった付巻について言及したい。付巻についての説明が見られるのは先に引用した『典籍解題』が最初であり、しかもほぼ唯一と言ってよい。他資料の考察も含めると、これらの

料紙は伏見宮家において付されたものと思われる。○や◎の体裁を持つ料紙（図版二十一、二十二）は原本の天地と長さが合い、包むというよりは原本を上から巻いていたものと思われる。

しかしながら付巻を構成している料紙すべてが旧包紙であったかということについては疑問も残る。巻十二などに見られる雲紙は別記にも複数存在し、伏見宮家において施された原表紙であったと考えられる。また、付巻の巻十六、三十二にあたる料紙は原本の巻十五、三十六の原表紙と同じ書かれ方であることから、明治七年の改装時には旧包紙との取り違えもあったと思われる。その上、巻二十四の巻頭部には巻三十四に該当する旧包紙が貼られているが、これも収録されている月（七、十二月）のみに着目したことにより、改装時に誤って継がれたものであろう。事実、料紙の大きさが本紙と異なっており、天地の長さは巻三十四に一致している。旧包紙が付された時期については、伏見宮家旧蔵本を総合的に視野に入れる必要もあり、蔵書群としての考察も含めた今後の検討課題としたい。

また、特に目についた箇所を一点挙げておきたい。永享二年十一月二十日条には「翌朝」を「巳刻」と訂正しているが、ここでは胡粉が塗られ、その上に書かれている。胡粉とは貝殻から作られた炭酸マグネシウムを主成分とした粉末を膠で溶いたもので、今でいう修正液の役割を果たす。墨減や貼紙と異なる本文訂正の手法ということでここに紹介した。

## 八 まとめ

以上、雑多な内容となってしまうが、『看聞日記』の書誌学的な考察と

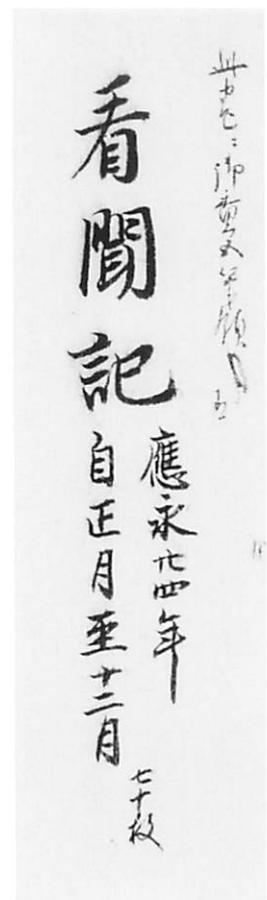
いうことで、多少の情報をまとめてみた。前半部はオリジナルが存在せず、比較ができない中ではあるが、現状の観察から清書にあつての姿勢を推測した。そこからは基本的にもとの本文に即して書写しているようであるが、随所に編集の痕跡が認められることを述べた。後半部も切除した箇所が存在し、日次記を書き進めていく際にも本文が改変されていったことをうかがわせることを示した他、巻十二、四十二、四十三は日次記とは別で、それぞれ目的をもってまとめた可能性を指摘した。また、巻二十一以降の多くの巻が分割された可能性が高いことと、もとの形態、及び分割の時期についての見解も述べてきた。そして最後にこれまでほとんど触れられることのなかった付巻を少しく紹介した。

今回取り上げることができた内容もわずかにとどまり、検討すべき点も多く残されているが、内容面からの考察と共に、それらは今後の課題としたい。手掛かりの少なさも相俟って推測に推測を重ねたが、ここに大方の御批正を乞う次第である。

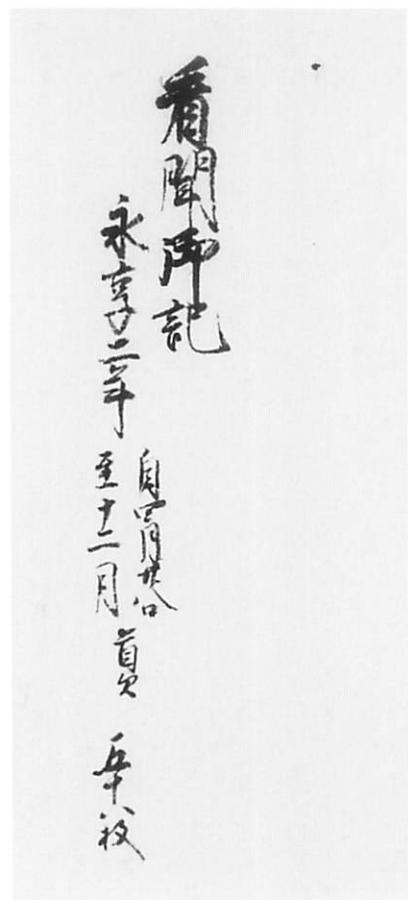
### 註

- (1) 宮内庁蔵。諸解題等では『看聞御記』と記載されているものもあるが、本稿では表記を『看聞日記』とする。
- (2) 所収年次を文安五年（一四四八）までとする解題も見られるが、全四十三巻中に記されている最下限の記事の年次に拠った。
- (3) 昭和五年
- (4) 函架番号は二五七―三五〇 四四冊 昭和七年
- (5) 昭和十年
- (6) 宮内庁書陵部 昭和四十年
- (7) 宮内庁書陵部 昭和六十二年

- (8) 宮内庁書陵部 平成十四年
- (9) 明治書院 昭和八年
- (10) 宮内庁書陵部 昭和二十五年
- (11) 統群書類従完成会 昭和三十六年(第二十卷「雑部二」)に収録、担当村田正志氏)
- (12) 吉川弘文館 昭和五十七年(第三卷に収録、担当白井信義氏)
- (13) 岩波書店 昭和五十九年(第二卷に収録、担当位藤邦生氏)
- (14) 注7に同じ
- (15) 当部蔵の貞敦親王御筆『看聞日記抜書』(函架番号は伏一五一〇 一巻)には端裏書に「かんもんきぬきかき」とあり、貞康親王御筆『貞康親王御置文案』(函架番号は伏一七七〇 一巻)には「看聞御記已下相渡申候…」とある。
- (16) 拙稿『看聞日記』に関する二、三の覚書『『波古』第54号、平成二十年十二月]
- (17) 小川剛生氏「伏見宮家の成立―貞成親王と貞常親王―」(『看聞日記と中世文化』森話社 平成二十一年 に所収) 等にある
- (18) 注11に同じ
- (19) 『看聞御記―「王者」と「衆庶」のはざまにて―』(そして 昭和五十四年。後に『室町時代の一皇族の生涯』講談社 平成十四年 として再版)
- (20) 注13に同じ。
- (21) 卷三十六のみ「九陽初節、万般吉兆幸甚々々、正月一日、朝雪降、」と元号が入っていない。
- (22) 『看聞日記紙背文書』解題。
- (23) 注16に同じ。
- (24) 注16に同じ。
- (25) 『皇室御撰之研究』は抄録である。



【付巻より】 図版二十一 (表一、○印の旧包紙)



図版二十二 (表一、◎印の旧包紙)

表一

巻数	所収年次	表記（一行目は原表紙、二行目は旧包紙とされる付巻の表記を記し、三・四行目はその他の内容を記す。 また、【 】は割書または小書、/は改行、□は判読不能箇所である。適宜句点を施した） ○、◎は同種のものを指す	原表紙の紙質、筆跡等 （上段は原表紙、下段は旧包紙）
1	応永15年3月8日～23日	後崇光院上皇宸筆 / 応永十五年【三月八日 / 御幸之御記】 ナシ	雲紙
2	応永23年	看聞日記【応永廿三年 / 自正月至十二月】 看聞記【応永廿三年 / 自正月至十二月】六十三枚 「日記自今年書始之、以前不書、此年有大通院御事」（原表紙裏、貞成親王御筆）	貞成親王御筆 ○
3	応永24年	看聞日記【応永廿四年】 看聞記【応永廿四年 / 自正月至十二月】七十枚 此巻ニ御香宮管領事有	筆跡 c ○
4	応永25年	看聞日記【応永廿五年 / 自正月至極月】 看聞記【応永廿五年 / 自正月至十二月】五十二枚	貞成親王御筆 ○
5	応永26年	看聞日記【応永廿六年 / 自正月至十二月】 看聞記【応永廿六年 / 自正月至十二月】四十枚	貞成親王御筆 ○
6	応永27年	看聞日記【応永廿七年 / 自正月至十二月】 看聞記【応永廿七年 / 自正月至十二月】七十三枚	貞成親王御筆 ○
7	応永28年	看聞日記【応永廿八年 / 自正月至極月】 看聞記【応永廿八年 / 自正月至十二月】五十四枚	貞成親王御筆 ○
8	応永29年	看聞御記【応永廿九年 / 自正月至十二月】 看聞記【応永廿九年 / 自正月至十二月】五十三枚	筆跡 c ○
9	応永30年	ナシ 看聞記【応永卅年 / 自正月至十二月】四十八枚	○
10	応永31年	看聞日記【応永卅一年 / 自正月至十二月】 看聞記【応永卅一年 / 自正月至十二月】六十四枚 「元亀元六続目修之」（原表紙裏）	貞成親王御筆 ○
11	応永32年	看聞記【応永卅二年】 ナシ	
12	正長2年3月9日～永享元年12月 （9月5日に永享と改元）	正長二年【三月四月】 看聞記【正長二年 / 自三月至四月】	筆跡 c 雲紙
13	永享2年4月28日～12月	看聞日記【永享二年四月 / 此巻端御幸之分従 / 法住院殿伝借紛失了】 看聞御記 / 永享二年【自四月廿八日 / 至十二月 / 首欠】五十八枚 「御幸」（原表紙裏、筆跡 a）	筆跡 c ◎
14	永享3年	ナシ 看聞御記 / 永享三年【自正月 / 至十二月】六十枚→表紙の後に貼り継がれている 「看聞御記 / 永享三年 / 永享三年」（本文第一紙端裏）	◎

15	永享4年正月～4月	看聞記【永享四年／春三月至四月】 看聞御記／永享四年【自正月／至四月】四十八枚	筆跡 c ◎
16	永享4年5月～12月	看聞御記／永享四年【自五月／至十二月】八十二枚→もと旧包紙 看聞記【永享四年／自五月至十二月】→もと原表紙、旧包紙を取り違えて原本に貼ったか	◎ 筆跡 c
17	永享5年正月～6月	看聞日記【永享五年／自正月至六月】 看聞御記／永享五年【自正月／至六月】六十四枚	筆跡 c ◎
18	永享5年7月～12月	看聞日記【永享五年／自七月至十二月】 看聞御記／永享五年【自七月／至十二月】九十四枚 永享五年【七／十二】(貼紙)	貞成親王御筆 ◎
19	永享6年正月～6月	看聞日記【永享六年／自正月至六月】 看聞御記／永享六年【自正月／至六月】八十九枚 永享六年自正月至(以下欠、本文第一紙端裏)	筆跡 c ◎
20	永享6年7月～12月	看聞日記【永享六年／自七月至十二月】 看聞御記／永享六年【自七月／至十二月】六十八枚	筆跡 c ◎
21	永享7年正月～3月	看聞日記【永享七年／自春至夏】 看聞御記／永享七年【自正月／至三月】五十四枚 永享七年【正月／三月】(貼紙)	貞成親王御筆 ◎
22	永享7年4月～7月	看聞日記【永享七年／夏】 ナシ 「有舞御覽事、依大巻分為二巻候、可恐之」(原表紙裏、筆跡 b)	筆跡 c
23	永享7年8月～9月	看聞日記【永享七年／秋】 看聞御記／永享七年【自八月／至九月】四十枚 「京御所御移徙以前武家江御方違事在此巻」(原表紙裏、筆跡 a) 「依為大巻雖有憚成兩巻了」(第二紙にあるが、もとは巻末にあったか 筆跡 b)	筆跡 c ◎
24	永享7年10月～12月	ナシ、巻34旧包紙に相当する「看聞御記／永享十年【自十月／至十二月】四十六枚」が表紙の後に貼り継がれている 看聞御記／永享七年【自十月／至十二月】六十三枚 「京御所御移徙事在此巻」(貞成親王御筆)「室町殿渡御在之」(いずれも第二紙)	◎ (巻34のもの) ◎
25	永享8年正月～3月	看聞記／永享八年【春正月至／三月】 看聞御記／永享八年【自正月／至三月】四十七枚 「永享八年正月 春」(本文第一紙端裏、筆跡 b)	筆跡 c ◎
26	永享8年4月～6月	永享八年【夏】 看聞御記／永享八年【自四月／至六月】五十三枚	筆跡 c ◎
27	永享8年7月～9月	看聞日記【永享八年／自七月至九月】 看聞御記／永享八年【自七月／至九月】四十枚 「武家御台渡御々事在此巻」(原表紙裏、筆跡 a) 「永享八年八月」(8月29日条裏)	筆跡 c ◎

28	永享8年10月～12月	永享八年【自十月／至十二月】 看聞御記／永享八年【自十月／至十二月】四十枚	筆跡 c ◎
29	永享9年正月～6月	ナシ 看聞御記／永享九年【自正月／至六月】七十七枚→表紙の後に貼り継がれている	◎
30	永享9年7月～12月	永享九年日記【自七月／至十二月】 看聞御記／永享九年【自七月／至十二月】六十枚 「室町殿行幸事在此卷」(原表紙裏、筆跡 a) 「此次武家江行幸有之、法住寺殿依／御所望被進之、其後終不被返進、紛失了、」(10月20日条の後、貼紙 筆跡 b)	貞成親王御筆 ◎
31	永享10年正月～3月	永享十歳春 看聞御記／永享十年【自正月／至三月】四十一枚 「兩度／有舞御覽事」(原表紙裏、貞成親王御筆カ)	◎
32	永享10年4月～6月	看聞御記／永享十年【自四月／至六月】四十二枚→もと旧包紙 看聞記【永享十年／夏】→もと原表紙、旧包紙を取り違えて原本に貼ったか 「永享十年四月」(4月21日条裏)	◎ 筆跡 c
33	永享10年7月～9月	看聞日記【永享十年／自秋至冬】 貼紙の痕跡もあり 看聞御記／永享十年【自七月／至九月】卅七枚	貞成親王御筆 ◎
34	永享10年10月～12月	看聞日記【永享十年／冬】 卷24巻頭にあり	筆跡 c
35	嘉吉元年正月～3月	看聞記【自正月／至三月】嘉吉元年 ナシ	雲紙
36	嘉吉元年4月～6月	看聞記【嘉吉元年／自四月至六月】 ナシ 「此卷有普広院殿御事」(原表紙、筆跡 a カ) 「嘉吉元夏中」(本文第一紙裏)	筆跡 c
37	嘉吉3年正月～3月	看聞日記【嘉吉三年／自正月至六月 六月朔日未欠了】→「六月朔日未欠了」は後筆 看聞日記【嘉吉三年／自正月至二(ママ)月】	貞成親王御筆
38	嘉吉3年4月～6月1日	看聞御記【文安元(見せ消し)/嘉吉三年／自四月至六月 此月朔日未欠了】→「此月朔日未欠了」は後筆 看聞記【嘉吉三年自／四月至六月】 「此次無之、不審、求出可令説之也、」(巻末、筆跡 b)	筆跡 c 雲紙
39	嘉吉3年7月～8月	看聞御記【文安元(見せ消し)/嘉吉三年／七月至八月分】 ナシ	筆跡 c
40	嘉吉3年9月	看聞御記 嘉吉三年【自九月／至□□(十二月カ)】 ナシ 「内裏炎上、南方逆徒謀反事在／此卷、雖不委細大概記之、」(貞成親王御筆、第二紙)	雲紙

41	嘉吉3年10月～12月	看聞記【嘉吉三年/自(□)月至十二月】 文安元歟/嘉吉三年(以上見せ消し、「嘉吉三年」には合点もあり)/嘉吉三年【自十月/至十二月】一年二卷 今為五卷/依大卷以今案□/可恐々々/□年十二月(別箇所)	貞成親王御筆 筆跡c
42	文安4年10月14日～文安5年4月7日	看聞記【文安(ママ)自十月至十二月/同五年正月】 ナシ	雲紙
43	文安4年12月25日～宝徳4年7月25日	ナシ ナシ	

筆跡の判定は稿者による。

表二

巻	巻末の長さ(cm)	巻	巻頭の長さ(cm)	合計(項目②)	項目③、備考など
21	28.5	22	13.4	41.9	巻21原表紙(貞成親王御筆)が分巻前の所収年次を記す(図版15, 16 表一参照)
23	25	24	16.7	41.7	虫穴の一致
25	8.8	26	32.6	41.4	虫穴の一致
27	12.5	28	28.2	40.7	虫穴の一致(図版13, 14)
31	3.2	32	35.5	38.7	原表紙裏書付は巻32の内容(表一参照)
33	12.3	34	24.3	36.6	本文・紙背文書つながる、巻33原表紙(貞成親王御筆)が分巻前の所収年次を記す(表一参照)
35	17.5	36	24.1	41.6	虫穴の一致
37	14.4	38	26.8	41.2	巻37原表紙(貞成親王御筆)が分巻前の所収年次を記す(表一参照)
39	18.9	40	12.5	31.4	虫穴の一致
40	17.5	41	24.6	42.1	